

TEAM☆PEACH 規約

- 第1条 (名称) 本クラブは、TEAM☆PEACH (以下本クラブという) と称する。
- 第2条 (所在地) 本クラブは、千葉県流山市緒ヶ崎1297-6-101に所在地を置くものとする。
- 第3条 (目的) 1) チアダンスを通じて自己の身体と精神に前向きに挑戦し、向上してゆく強さを身につける。
2) チアダンスを通じて自己を表現し、情操を育てる。
3) 集団の中で、自分の立場を理解し、仲間を思う気持ちをもって行動できるようにする
- 第4条 (会員の資格) 本クラブの会員は、心身ともにチアダンスを行うことに適した者で医師等に運動を禁じられていない方。
- 第5条 (法定代理人の同意) 本クラブの会員になろうとする者は、親権者その他の法定代理人の同意を得なければならない。
- 第6条 (入会手続き)
本クラブの会員となる者は、所定の入会申込書に必要な事項を記載し、本クラブ事務局に提出するものとする。
2 前項の入会申込書の提出に際しては、その他本クラブの指定する書面を添付するものとする。提出後、入会諸費用・年会費・保険料を指定する口座に振り込みまたは、事務局へ支払うこととする。その際の金融機関への振込手数料は会員負担となる。
3 本クラブへの入会を希望する者は、本クラブが指定する審査をし、その入会を承認したときは、会員となるものとする。
4 本クラブは、入会を承認しなかった場合を除き、理由のいかんを問わず、納入された入会金等は返還しない。
5 会員は、入会手続きによる所定の必要な事項に変更が生じた時は、すみやかにその旨を本クラブ事務局に届け出ることとする。
- 第7条 (月会費の支払い)
会員は、本クラブに対し、本クラブが定める月会費およびその他の費用を本クラブに支払うこととする。
2 月会費およびその他費用の支払い方法は、当クラブの指定する預金口座から月々の引落としにより支払うものとする。預金口座引落は、毎月5日に引落としとなる。(5日が銀行休業日の場合は翌営業日)
3 引落としが出来なかった場合は、会員から本クラブ指定口座へ期限までに振込むことになる。その際の金融機関への振込手数料は会員負担となる。
4 引落口座の名義が、御本人及び親権者の名義以外の場合は、必ず口座名義御本人の了解を得る。
5 振替口座を変更する場合は、変更手続き完了までに2・3カ月かかる為、すみやかに手続きを行う。
- 第8条 (会費以外の費用) 本クラブが練習に必要とする会員個人の用具・衣装、参加する特別行事に要する費用は会員の負担とする。競技会参加等にかかる費用については別途定める規定に沿う事とする。
- 第9条 (休会) 会員は本クラブに対して休会届を提出することにより休会することができる。
2 休会についてはその都度、会員保護者・指導者・運営者により話し合いの上、決定する事とする。
3 休会の効果は、本クラブに対して休会届を提出した翌月から生ずるものとする。
4 休会届の提出は休会を希望する月の前月末日までに提出するものとする。
5 長期に及ぶ休会(2カ月以上を目安とする)をした場合、復帰に関してスタッフ・運営者は休会理由に基づき審査をする場合がある。
6 休会の場合、在籍料として月1,000円を納めなければならない。
- 第10条 (退会) 会員は本クラブに対して退会届を提出することにより退会することができる。
2 退会の効果は、本クラブに対して退会届を提出した月の末日をもって生ずるものとする。
3 退会届の提出は、退会を希望する月の前月20日までに退会届を提出するものとする。
4 退会についてはその都度、会員保護者・指導者・運営者により話し合いの上、決定する事とする。
- 第11条 (入会金・月会費の変更) 本クラブは社会情勢に応じて入会金、年会費・月会費を変更することができる。
- 第12条 (利用施設・活動日時の変更) 本クラブは次の理由により利用施設・活動日時を変更することができる。
1) 施設の予約ができない場合
2) 行事・競技等を円滑に行うために必要と思われる場合
3) その他やむを得ない事由が発生した場合
- 第13条 (活動の休止) 本クラブは次の理由により活動を休止した場合、振替活動日は設けない。
1) 災害・荒天などより会員の安全が確保できない場合
2) その他やむを得ない事由が発生した場合
- 第14条 (除名等) 本クラブは、会員が次号の一にでも該当するときは、会員資格を一時停止、または、除名することができるものとする。
1) 月会費等の支払を滞納し、催告したにもかかわらず納入しない場合
2) 本クラブの運営を妨害した場合
3) 本会または本クラブの定める規則に違反した場合
4) 本クラブにおいて、無断欠席が3ヶ月続いた場合
- 第15条 (会員たる地位の譲渡禁止) 会員は、その会員たる地位を譲渡することはできない。
- 第16条 (大会・遠征) 会員は、本クラブの指定する大会またはイベントに参加することができる。
2 本クラブは、前項の大会またはイベントに参加する会員に対し、本クラブの定める参加費用の納入を求める場合がある。
- 第17条 (免責) 会員は、本クラブの活動において、本クラブの諸規定およびスタッフの指示に従い自己の責任において行動するものとし、盗難、傷害その他事故についても、本クラブ及びスタッフに対し、一切の損害賠償を請求しないものとする。
- 第18条 (保険) 会員は、本クラブ入会と共にクラブの指定する傷害保険に加入することとなる。
2 会員の事故、怪我等の保障は、この保険の保障範囲内で支弁するものとする。
- 第19条 (個人情報の取扱い) 個人情報の取扱いについては別に定めるプライバシーポリシー(ホームページに記載)の通りとする。
- 第20条 (画像の掲載) 本クラブでは、活動の様子を紹介するためにクラブホームページ・ブログ・クラブ案内ガイドに画像を掲載する場合があるが、目的以外の画像の利用については法的措置をとる場合がある。
- 第21条 (会員名簿の提出) 本クラブでは、施設を利用するために利用施設に会員名簿を提出する場合がある。
- 第22条 本クラブの会費及びその他の費用集金、並びに保険に関する業務の一切を一般社団法人アスリートアンドスポーツインストラクターアカデミー(略称ASIA)が行う。
- 第23条 (細則) 本規約に定めていない事項及び業務遂行上必要な細則は本クラブが定めるものとする。
- 第24条 (雑則) 最新の規約については、TEAM☆PEACH ホームページに記載する。
- 第25条 (附則) 本規約は、2021年4月1日より発効するものとする。
本規約は、2024年1月31日に一部改正され、2024年2月1日より施行する。